

[事案 2022-137] 名義変更手続無効請求

・令和5年2月13日 裁定打切り

<事案の概要>

知らない間に名義変更されていたことを理由に、名義変更の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成7年4月に契約した年金保険について、平成31年2月に契約者名義が自分から配偶者に変更されているが、自分は名義変更手続が行われたことを知らず、名義変更請求書の署名は自分の署名ではないため、名義変更手続を無効とし、自分を契約者に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の配偶者から、申立人が自署したものとして名義変更請求書を受け取っており、当社は名義変更請求書と申立人の運転免許証の写しにもとづき名義変更手続を行った。
- (2) 申立人の配偶者が、申立人の承諾を受けることなく署名する動機はなく、運転免許証は本人の関与なくコピーされないことから、名義変更請求書は申立人が署名したか、申立人の意思にもとづくものである。
- (3) 仮に配偶者が申立人の署名を代筆していたとしても、契約の処分権限について、申立人が配偶者に対し明示的な代理権を与えていたか、または夫婦の日常家事代理として、配偶者は署名代理を行う権限があった。
- (4) 名義変更手続が申立人の意思にもとづかなかつたとしても、当社には、申立人本人が署名した名義変更請求書であると誤信したことに正当な理由があり、表見代理により名義変更の効果は申立人に帰属する。
- (5) 名義変更後、保険料は申立人の配偶者名義の預金口座から引き落とされており、申立人は契約者が配偶者に変更されたことを認識していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、名義変更手続前後の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 重要な文書の成立の真正に争いがある場合、その判断には慎重な事実認定が要請され、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせたいうえで、署名の筆跡鑑定、関連する書証の証拠調べ、関係者の尋問手続等を実施して事実を認定していく必要があるが、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、このような手続を行うことはできない。
- (2) また、本申立てに当事者として参加していない第三者である申立人の配偶者が重大な利害関係を有しており、同人の手続的保障（主張・立証の機会）が不可欠であると認められるが、当審査会には申立人以外の者の権利を手続的に保障する制度がない。